

中古住宅適合証明申請書  
(フラット35(借換融資))  
(第一面)

独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準、手続き及び下記の申請者確認事項を了承し、第二面の個人情報の取扱いについて同意の上で、次のとおり物件検査及び適合証明を申請します。

なお、第三者に関する情報については、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、本人の同意を得た上で、提供します。

検査機関名  
建築士事務所名

--

殿

申請者	氏名 又は 名称 _____ 〒( ) ( ) 住所: TEL ( ) - ( ) - ( ) FAX ( ) - ( ) - ( )	担当者名: (事業者の場合)
代理者 (申請者以外が手続する 場合のみ記入)	氏名 又は 名称 _____ 〒( ) ( ) 住所: TEL ( ) - ( ) - ( ) FAX ( ) - ( ) - ( )	担当者名: (事業者の場合)
手数料 請求先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 代理者	会社名: _____ 所属/担当者名: _____ 連絡先: _____ 住所: 〒( ) ( )
建物の 所在地	地名地番	
	住居表示	

## &lt;申請者確認事項&gt;

- 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(以下「フラット35」といいます。)の借換融資を受けるに際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。
  - 機構のフラット35(借換融資)に適用される技術的基準に適合していること。
  - 住宅の床面積、表示登記の時期、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。
- 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
- 申請住宅についての適合証明は、建築基準法への適合を証明するものではないことを承知しています。また、建築基準法に不適合な場合などは融資の対象とならない場合があることを承知しています。
- 申請者と住宅の居住者が異なる場合は、現地調査日までに居住者の了承を得ます。
- 検査途中の段階で、当該物件が要件に不適合であることが判明した等の場合は、それ以降の検査は行わず、それまでの検査費用について精算する場合がありますことを承知しています。
- 発行後の適合証明書の有効期限は、一戸建て等の場合は現地調査日から1年間、マンションの場合は現地調査日から3年間であることを承知しています。
- 当該住宅の検査に伴うキズ等が生じた場合であっても、補修等を求めないことを承知し、これについて当該住宅の所有者の同意を得ています。

※検査機関等受付欄	※検査者等名	※決裁者名	※整理簿等記録照合欄	※判定欄
				(証明年月日及び番号) 令和 年 月 日 第 号
※備考欄				

中古住宅適合証明申請書  
(フラット35(借換融資))  
(第二面)

建物又は団地の名称 (マンションの場合)		住宅番号		号
住宅の種類(※)	<input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> マンション			
戸建型式	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 重ね建て <input type="checkbox"/> 連続建て <input type="checkbox"/> 共同建て	併用住宅区分	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅
提出書類	別添の適合証明申請書類チェックリスト(借換融資用)による			
増・改築 修繕の有無	増・改築	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	適合証明書発行希望日	令和 年 月 日
	修繕	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	現地調査希望日	令和 年 月 日
備考				

※ 「一戸建て等」:一戸建て、連続建て、重ね建て及び地上階数2以下の共同建ての住宅  
「マンション」:地上階数3以上の共同建ての住宅(構造が耐火構造又は準耐火構造)

<個人情報の取扱い>

1 個人情報を利用する業務の内容及び目的

検査機関及び建築士事務所(以下「検査機関等」といいます。)は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

(1) 業務内容

- ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35(借換融資)に適用される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)
- イ その他これらに付随する業務

(2) 利用目的

- 物件検査及び適合証明の申請に際して取得した個人情報は、以下の目的で利用します。
- ア 検査機関等が行う適合証明業務の実施のため(同一建築物内の他の住宅について適合証明業務を実施する場合において、個人情報のうち当該建築物全体に関する検査の結果を利用することを含みます。)
- イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ウ その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

2 機構等への個人情報の提供

検査機関等は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、下記に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等 ・機構が行う融資、フラット35(中古住宅)に関する債権の譲受け又は保険 ・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	中古住宅適合証明申請書に記載されたお客さまの属性等(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様、検査の結果等)
申請住宅について機構のフラット35(借換融資)の融資の申込みを行う金融機関	・フラット35(借換融資)に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務	
機構と協定を締結し、適合証明業務を行う建築士事務所及び建築士の登録を実施する機関(注)(建築士事務所)に物件検査及び適合証明を依頼した場合に限ります。	・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等	

(注) 登録を実施する機関とは、(一社)日本建築士事務所協会連合会及び(公社)日本建築士会連合会をいいます。

(注) この書式は、建築確認日が昭和56年5月31日以前の住宅(建築確認日が確認できない場合は新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年3月31日以前の住宅)の場合に使用してください。